

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成18年8月30日に開催した平成18年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県より下水道事業9箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 下水道事業 [県事業]

8番 ほくせいえんがなりゅういきげすいどう なんぶしよりく
北勢沿岸流域下水道 (南部処理区)

9番 ちゅうせいえんがなりゅういきげすいどう しともがわしよりく
中勢沿岸流域下水道 (志登茂川処理区)

(2) 下水道事業 [市町等事業]

101番 ちゅうせいえんがなりゅういきげすいどう しともがわしよりく りゅういきかんれんこうきょうげすいどう つし おすい
中勢沿岸流域下水道 (志登茂川処理区) 流域関連公共下水道 津市 (汚水)

102番 ほくせいえんがなりゅういきげすいどう なんぶしよりく りゅういきかんれんこうきょうげすいどう よっかいちし おすい
北勢沿岸流域下水道 (南部処理区) 流域関連公共下水道 四日市市 (汚水)

103番 ほくせいえんがなりゅういきげすいどう なんぶしよりく りゅういきかんれんこうきょうげすいどう すずかし
北勢沿岸流域下水道 (南部処理区) 流域関連公共下水道 鈴鹿市

104番 ほくせいえんがなりゅういきげすいどう なんぶしよりく りゅういきかんれんこうきょうげすいどう かめやまし
北勢沿岸流域下水道 (南部処理区) 流域関連公共下水道 亀山市

105番 つとしけいかくげすいどうじぎょう くりままちやとしげすいる
津都市計画下水道事業 栗真町屋都市下水路

111番 ちゅうせいえんがなりゅういきげすいどう しともがわしよりく りゅういきかんれんこうきょうげすいどう つし うすい
中勢沿岸流域下水道 (志登茂川処理区) 流域関連公共下水道 津市 (雨水)

1 1 2 番 ほくせいえんがんりゅういきげすいどう なんぶしょりく りゅういきかんれんこうきょうげすいどう よっかいちし うすい 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）流域関連公共下水道 四日市市（雨水）

8番については、昭和62年度に事業着手し平成10年度に再評価を行いその後おおむね8年を経過して事業内容の大幅な変更が必要と判断したため2回目の再評価を行った継続中の事業である。

9番、101番、105番、111番については、平成9年度に事業着手しその後おおむね10年を経過して継続中の事業である。

102番については、平成元年度に事業着手し平成10年度に再評価を行いその後おおむね9年を経過して継続中の事業である。

103番については、昭和63年度に事業着手し平成10年度に再評価を行いその後おおむね9年を経過して継続中の事業である。

104番については、平成6年度に事業着手しその後おおむね13年を経過して継続中の事業である。

112番については、平成元年度に事業着手しその後おおむね19年を経過して継続中の事業である。

これらの事業は、8番の再評価を行うに当たり、この事業と一体的に整備している102番、103番、104番とともに、ほかに9番と一体的に整備している101番の事業とあわせて再評価を行ったものである。

今回、審査を行った結果、9番、101番、102番、103番、104番、105番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

また、112番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、本事業は長期にわたるため、定期的に事業効果の検証を行い、必要ならば今後の事業に反映するよう希望するものである。

8番については、全体事業費などの大幅な変更について詳細な説明がなかったため、妥当性を判断できなかった。従って、これを説明できる資料の提出をまって再審議とする。

111番については、費用と便益の算出根拠について妥当と判断できる説明が不足していた。従って、これを説明できる資料の提出をまって再審議とする。